

## 第2章 墓制班

### 墓制班概要

土居浩（ものづくり大学）

今期の墓制班では、調査の初年次として、各自の課題を概観することに努めた。共通して関心を向けているのは、従来の家を基盤とする墓とは異なる遺骨の収蔵施設であり、合葬式共同墓に代表される墓・納骨堂（およびその類縁施設）である。

小谷報告「生の共同性からみた共同墓の展望」は、脱血縁墓の具体的事例として、サービス付き高齢者向け住宅「ゆいまーる那須」における「生の共同性の構築」と、居住者で運営する共同墓がもたらす「死の共同性」との関連について考察する。ゆいまーる那須は、2012年に70戸全棟がオープンし、入居者同士が緩やかなつながりが持てるよう、施設面でも活動面でも様々な配慮が施され、生の共同性の構築が試みられている。この点、近年登場した多くの共同墓や永代供養墓が、遺骨の共同安置に過ぎず、死後の共同性を保証しているとは言いがたい現状を踏まえると、ゆいまーる那須として契約した合葬墓には、まだ死亡者がいないため実際どうなるかは不明であるが、ゆいまーる那須のような新しい生の共同性の構築こそが、死後の共同性を保証しうるのではないかと結んでいる。

問芝報告「過疎地域における合祀墓の設立と他地域への広がり―新潟県糸魚川市を事例として―」は、小谷報告が概観した都市的人間関係（問芝の分類では「組織型」）による利用者を主体とする合祀墓に対して、村落的人間関係（問芝の分類では「集落型」）による利用者を主体とする合祀墓を事例として取り上げ、その現在を概観する。具体的フィールドは新潟県糸魚川市であり、墓制研究においては百霊廟で知られる地域である。問芝報告は先行研究の追跡調査に取り組み、百霊廟のスタイルが地域に踏襲されている様相を明らかにした。問芝報告では合祀墓のタイプを、利用者が主体の集落型および組織型、事業者が主体の事業型および公営型、計4分類した上で、今回の報告では、これまで合祀墓の動向としてはさほど注目されてこなかった集落型に焦点を当てている。

鈴木報告「真宗十派にみる本山納骨の実態」は、宗教団体（仏教寺院）への「本山納骨」、その現在に注目している。仏教寺院への納骨については問芝報告も言及しているが、鈴木報告が扱うのは地方寺院ではなく、真宗十派の本山である。鈴木報告では、現代の「永代供養墓」に求められる要とは、＜墓の維持管理の永続性＞と＜墓に入っている死者の魂の救済の永続性＞の保障にあるとの観点から、真宗十派における現行の「本山納骨」を調査し、従来の一部納骨だけでなく、「全骨」「総骨」「胴骨」などの表現で、全骨納骨が執行されていることを確かめ、前掲した二つの永続性の確保を見事に実現することになっていると結論づける。一方で、本山また地方本山規模の寺院への全骨納骨が進めば、「本山栄えて末寺滅びる」が現実化しうる点についても、懸念を表明している。

内田報告「樹木葬墓地が拓く公益的な墓地活用の可能性」は、これまで葬祭事業に関与してこなかった団体による墓地の運営・管理の具体的事例として、（公財）日本生態系協会が手がける「森の墓苑」（千葉県長南町）のコンセプトと取り組みを概観する。日本における環境保全活動の中心的役割を果たしている環境NGOである同協会は、自然再生と一

体化した墓地事業について予備調査・計画を経て、2016年に「森の墓苑」を開設した。遺骨を埋蔵して「50年後に完全に森に戻す」ことを想定して取り組みがなされている。「森の墓苑」が遺骨埋蔵（収蔵）場所の提供を主目的とはしていない点は、一般常識に照らせば戸惑うであろうし、実際に内田報告でも「墓地ではないが墓地である」ことのジレンマとして検討されている。ここまでの小谷・問芝・鈴木の各報告が前提としている認識枠組み（仮に「遺骨を維持管理する永続性の保証」と呼んでおく）を超えた事例である。

以上4名の報告により、現代日本における合葬式共同墓に代表される墓・納骨堂（およびその類縁施設）つまるところ遺骨を維持管理する施設について、様々なバリエーションが示された。続いて、その認識枠組みの前提を再検討すべく、森・土居の各報告によって、遺骨を収める施設についての法的・社会的規範の現在が概観される。

森報告「無縁墳墓改葬公告から見えてくるもの—公共工事と「墓地の廃止」—」は、現代における無縁墳墓の改葬公告を手がかりに、特に公共工事などに伴う墓地改葬について全国的な概観を示し、加えて、岩手県・秋田県それぞれにおける事例研究を試みている。1999年5月から2019年3月までの官報による無縁墳墓改葬公告を、「墓地整備など」と「公共工事など」に二分して整理すると、年を追うごとに「公共事業など」は減少しつつあるが、現在でも一定数が「公共工事など」による改葬が実施されている。改葬における諸々の手続きを検討すると、墓地埋葬法そのものの体系的不備や関連する法律（文化財保護法など）との矛盾等々が露呈する。中でも問題は「現在使用されている墓地」と「使用されていない墓地」が区別されないまま墓地埋葬法を適用していることだと指摘し、その区別は市町村が明確に把握すべき（その費用は国・都道府県が分担）だと提言する。

土居報告「人骨標本の「遺骨」化—保存箱のふたと思われる「板」の発見をめぐる—」は、今現在ようやく「遺骨」として適切に扱われるべきだ、との要求がされるようになった人骨標本をめぐる、その社会的動向を踏まえた考察である。日本国内では、火葬場での拾骨拒否や、送骨の広まりなど、脱「遺骨」化現象とでも呼ぶべき現状が喧伝されている。その一方で、旧帝国大学に保管されていると目されているアイヌ・琉球人骨（人骨標本）に対し、先住民族権利回復の潮流の中で、遺骨返還運動が進展しつつある様相が概観される。これは人骨標本の「遺骨」化が進展しつつあるとみなすことができ、脱「遺骨」化現象とは逆方向であるが、同時並行の現象でもある。両者を包括的にとらえる視座によってこそ、新たな「つながり」が展望されるのではないかと提言がなされる。

以上、今期の墓制班では、各自の課題を概観したことで、合葬式共同墓に代表される墓・納骨堂（およびその類縁施設）の様々なバリエーションと、それぞれを支える「つながり」すなわち社会的紐帯のバリエーションについても、単に「新しい」のみならず、それぞれの歴史的経緯を背負った「つながり」であることを瞥見しえた。翌年次以降も継続的に課題へ取り組み、概観から次なる深い理解へと調査研究を進展させたい。